

## 福島県教育委員会における職務に関する働きかけについての対応要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、福島県教育庁及び福島県教育委員会の所管に属する教育機関に勤務する一般職に属する職員（以下「教職員」という。）が、一定の公職にある者等から、その職務上の行為について受ける働きかけに対する対応の手続きを定めることにより、組織として適切な対応の徹底を図るとともに、透明で開かれた教育行政の運営に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において「一定の公職にある者等」とは、次に掲げるものとする。

- 一 知事、副知事及び教育委員
- 二 知事の秘書、親族及び知事を支援する政治団体の役員並びに知事から依頼を受けた者
- 三 国会議員、県議会議員、市町村議会議員及び市町村長
- 四 前号に掲げる者の秘書、親族及び前号に掲げる者を支援する政治団体の役員並びに前号に掲げる者から依頼を受けた者
- 五 第一号及び第三号に掲げる者であった者
- 六 市町村教育委員会の委員
- 七 国家公務員
- 八 各種団体等の役員
- 九 県職員（教職員を含む。以下同じ。）
- 十 県職員であった者
- 十一 市町村立学校の県費負担教職員（市町村立学校給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員をいう。以下同じ。）
- 十二 市町村立学校の県費負担教職員であった者

2 この要綱において「働きかけ」とは、一定の公職にある者等が、教職員に対し、入札及び契約事務並びに採用その他の人事に関する事務についての要望等を伝え、その職務上の行為を行うこと又は行わないことを求めるものをいう。ただし、公聴会等の公式又は公開の場におけるもの、陳情書、要望書等の書面によるもの及び単なる照会又は資料請求を除くものとする。

3 第1項第1号及び第9号に定める者からの働きかけにあつては、教育行政の執行上、公平・公正な職務の執行を妨げるおそれのある要請等を受けた場合とする。

(働きかけの記録等)

**第3条** 働きかけを受けた教職員（以下「対応教職員」という。）は、速やかに別紙働きかけ対応記録票（以下「記録票」という。）を作成するものとする。

2 対応教職員は、働きかけを受けた時点で、働きかけの相手方（以下「相手方」という。）に対し、記録票として公開の対象となること及び働きかけの内容等が随時公表されることを説明するものとする。

(報告等)

- 第4条** 対応教職員は、働きかけの内容について、記録票により所属長に報告するものとする。
- 2 前項の報告を受けた所属長は、当該記録票の記載内容について、要望内容等に相違がないか相手方に確認を行うものとする。この場合において、相手方から訂正を求められたときは、記載内容を訂正し、再度、確認を行うものとする。
- 3 所属長は、前項の確認後、当該働きかけについて、対応方針案を付した上で速やかに職員課長を経由して教育長に報告するものとする。
- 4 前項の報告を受けた教育長は、速やかに対応方針を決定し、その内容を当該所属長に通知するものとする。
- 5 前項の通知を受けた所属長は、当該対応方針を記録票に記載した上で、これに基づき対応するものとする。
- 6 所属長は、前項の対応の結果を記録票に記載するとともに、当該結果について、速やかに職員課長を経由して教育長に報告するものとなる。

(管理及び公開)

- 第5条** 所属長は、前条の規定による報告に係る記録票を福島県教育委員会文書等管理規則（平成12年福島県教育委員会規則第21号）に基づき適正に保管するものとする。
- 2 記録票は、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号）第2条第2項に規定する公文書として開示請求の対象とする。

(公表)

- 第6条** 職員課長は、働きかけの内容について、随時、取りまとめて、ホームページにおいて公表するものとする。

## 附 則

この要綱は、平成20年8月22日から施行する。

別紙（第3条関係）

### 働きかけ対応記録票

受付日時	平成 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分
受付方法及び場所	<input type="checkbox"/> 面談（場所： ） <input type="checkbox"/> 電話（場所： ） <input type="checkbox"/> その他（ ， 場所： ）
相手方  *確認できる事項について記載すること。	住所： 氏名： （企業名及び役職名等） 電話番号： FAX番号： eメール：
相手方の特定方法	<input type="checkbox"/> 直接面談 <input type="checkbox"/> 電話のかけ直し <input type="checkbox"/> その他（ ）
対応教職員	所属： 職 名： 氏 名：
働きかけの内容	件 名：

対応方針	
対応結果	対応：平成 年 月 日 教育長への報告：平成 年 月 日

注：対応教職員は働きかけを受けた場合にはその場で相手方にその内容を確認し、記録票を作成すること。